

(別添)

事務連絡
平成 25 年 3 月 29 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物主管課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年改正廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度については、平成 23 年 3 月 24 日付け事務連絡の別添「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）を参考に運用していただいているところですが、このたび、運用マニュアルを別添のとおり改訂しましたので、下記の事項も御留意の上、改訂後の運用マニュアルに基づき制度の運用を行っていただくようお願い致します。

記

1 運用マニュアルの改訂ポイント

- (1) 産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）の一つである事業の透明性に係る基準について、産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者が運搬車に係る低公害車の導入の状況を公表する上で、参考となる運搬車の排ガスレベルの一覧表を更新したこと。

＜運用マニュアル 3. 3. 3④【参考】「運搬車の排ガスレベルの見方」参照＞

- (2) 優良基準の一つである環境配慮の取組に係る基準における「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」について、「優良産廃処理業者認定制度における『エコアクション 21 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準』について」（平成 25 年 3 月 29 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「相互認証基準」という。）に基づき、地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版 EMS」という。）及び当該地域版 EMS の認証を受けた事業者が相互認証基準に適合していることが確認され、一般財団法人持続性推進機構による相互認証確認を受けた場合が該当することを明確化したこと。

＜運用マニュアル 3. 4 「環境配慮の取組に係る基準」参照＞

相互認証基準

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/sougoninsyouki_jun.pdf

- (3) 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリットに、平成 24 年 3 月に構築・運用開始した「優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）」による情報発信や国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号、以下「環境配慮契約法」という。）に基づき国等が行う産業廃棄物

の処理に係る契約での有利な取扱いについて追記したこと。
＜運用マニュアル6「優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリット」参照＞

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）URL

<http://navi.ikashigen.go.jp/>

2 環境配慮契約法について

平成 25 年 3 月 1 日環境省告示第 18 号により変更された環境配慮契約法基本方針（平成 19 年 12 月環境省告示第 109 号。以下、「基本方針」という。）において、環境配慮契約法の対象業務に産業廃棄物の委託処理業務が追加され、国及び独立行政法人等が産業廃棄物の処理を委託する際には、基本方針に規定する環境配慮契約を行うこととされた。

これに伴い変更された基本方針の解説資料では、優良基準に適合している産業廃棄物処理業者が有利に取り扱われることとされた。

今後、国及び独立行政法人等において産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約が導入されることが見込まれることから、国及び独立行政法人等から優良産廃処理業者認定制度に関する問合せ等があった場合には対応をお願いしたいこと。

また、貴自治体においても同様にして産業廃棄物の処理を委託する際に環境配慮契約に取り組まれる場合には、上記の基本方針、解説資料のほか、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を参考とされたいこと。

平成 25 年 2 月 5 日 報道発表資料「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の変更について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16276>

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法基本方針）関連資料（25 年 2 月改訂版）

http://www.env.go.jp/policy/ga/brief_info/brief-mat_b.pdf

地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（25 年 2 月改訂版）

http://www.env.go.jp/policy/ga/brief_info/brief-mat_c.pdf

【別添資料】

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成 25 年 3 月改訂版）
- ・優良産廃処理業者認定制度における「エコアクション 21 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」について

＜問合せ先＞

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課再生利用審査指導係

担当：泉

Tel：03-3581-3351（内線 6879）